

5 産 労 農 水 第 9 9 1 号
令 和 5 年 9 月 1 日

神奈川県内水面漁場管理委員会 長 殿

東京都知事 小池 百合子
(公 印 省 略)

東京都内水面における共同漁業の免許について

このことについて、別添のとおり免許されたので、通知します。





5産労農水第991号

免許番号 内共第12号

共同漁業免許状

東京都府中市府中町二丁目25番地
多摩川漁業協同組合

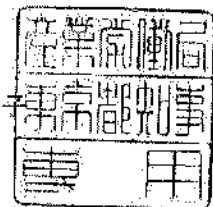
神奈川県川崎市高津区二子2-1-16
川崎河川漁業協同組合

- | | |
|-------------|------------------------|
| 1 漁場の位置及び区域 | 別紙漁場図のとおり |
| 2 漁業種類 | 第5種共同漁業 |
| 3 漁業の名称 | 第2面のとおり |
| 4 漁業時期 | 第2面のとおり |
| 5 存続期間 | 令和5年9月1日から令和16年8月31日まで |
| 6 制限又は条件 | なし |

上記のとおり免許する。

令和5年9月1日

東京都知事 小池百合子



令和5年9月1日付け免許漁業原簿に登録済

東京都



(第2面)

漁業の名称	漁業時期
あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
こい漁業	1月1日から12月31日まで
ふな漁業	1月1日から12月31日まで
うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
おいかわ漁業	1月1日から12月31日まで
うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
以下余白	

調布市

多摩川原橋
基点第9号
基点第10号

狛江市

世田谷区

多摩川

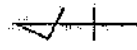
川崎市

大田区

ガス橋

基点第34号

基点第35号



1:50,000

漁場図

- 免許番号 内共第12号
- 漁場の位置 東京都大田区、世田谷区、調布市及び狛江市の各地方
神奈川県川崎市地先
- 漁場の区域 次の基点第9号と基点第10号とを結ぶ線から基点第34号と基点第35号とを結ぶ線までの多摩川の本流の区域
- 基点第9号 東京都調布市多摩川三丁目多摩川原橋下り線橋脚上流端の多摩川左岸側
- 基点第10号 東京都稲城市矢野口多摩川原橋下り線橋脚上流端の多摩川右岸側
- 基点第34号 東京都大田区下丸子二丁目ガス橋橋台左岸下流端
- 基点第35号 神奈川県川崎市中原区上平間ガス橋橋台右岸下流端



5産労農水第991号

免許番号 内共第13号

共同漁業免許状

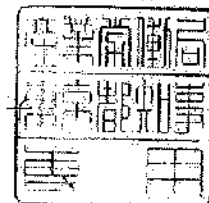
東京都大田区羽田六丁目33番6号
大田漁業協同組合
東京都府中市府中町二丁目25番地
多摩川漁業協同組合
神奈川県川崎市高津区二子2-1-16
川崎河川漁業協同組合

- | | |
|-------------|------------------------|
| 1 漁場の位置及び区域 | 別紙漁場図のとおり |
| 2 漁業種類 | 第1種共同漁業 |
| 3 漁業の名称 | 第2面のとおり |
| 4 漁業時期 | 第2面のとおり |
| 5 存続期間 | 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで |
| 6 制限又は条件 | なし |

上記のとおり免許する。

令和5年9月1日

東京都知事 小池百合子



令和5年9月1日付け免許漁業原簿に登録済

東京都



(第2面)

漁業の名称	漁業時期
えむし漁業	1月1日から12月31日まで
しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
以下余白	

漁場図

免許番号 内政字13号

漁場の位置 東京都大田区地区

神奈川県川崎市視覚

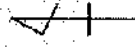
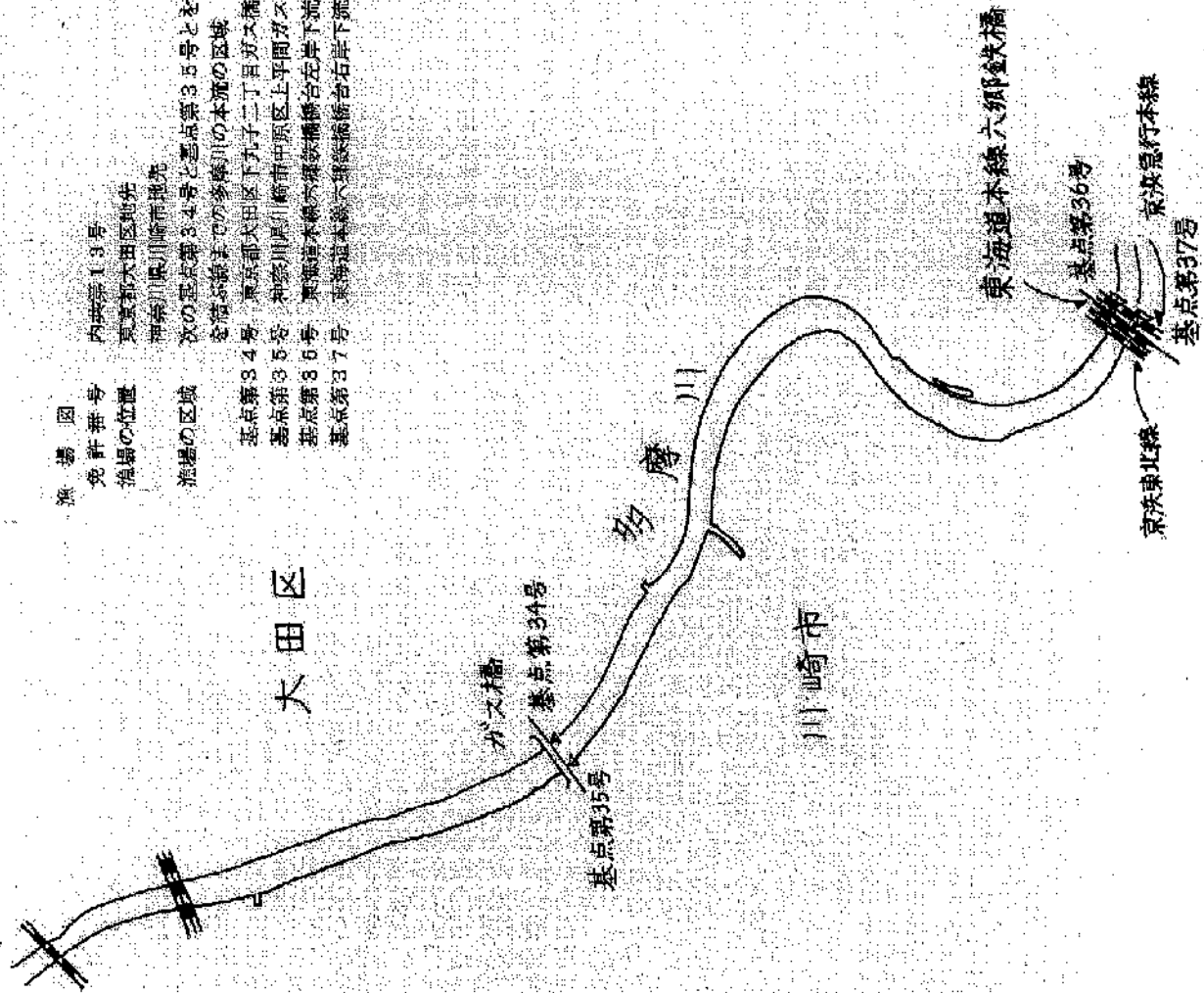
漁場の区域 次の基点第34号と基点第35号とを結ぶ線から基点第36号と基点第37号とを結ぶ線までの多摩川の本流の区域

基点第34号 東京都大田区下丸子二丁目第2橋籠台左岸下流端

基点第35号 神奈川県川崎市中原区上平間第2橋籠台右岸下流端

基点第36号 東海道本線六郷鉄橋台左岸下流端

基点第37号 東海道本線六郷鉄橋台右岸下流端



1:25,000



5産労農水第991号

免許番号 内共第14号

共同漁業免許状

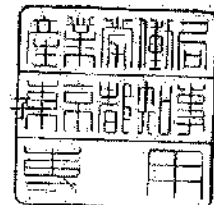
東京都大田区羽田六丁目33番6号	大田漁業協同組合
東京都品川区東大井二丁目27番5号	芝漁業協同組合
東京都港区港南四丁目7番8号	港漁業協同組合
東京都中央区佃一丁目7番10号	佃島漁業協同組合
東京都台東区柳橋一丁目5番11号	中央隅田漁業協同組合
東京都江戸川区江戸川四丁目16番地3.6	東京東部漁業協同組合
神奈川県川崎市高津区二子2-1-16	川崎河川漁業協同組合

- 1 漁場の位置及び区域 別紙漁場図のとおり
- 2 漁業種類 第5種共同漁業
- 3 漁業の名称 第2面のとおり
- 4 漁業時期 第2面のとおり
- 5 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- 6 制限又は条件 なし

上記のとおり免許する。

令和5年9月1日

東京都知事 小池百合子



令和5年9月1日付け免許漁業原簿に登録済

東京都



(第2面)

漁業の名称	漁業時期
えむし漁業	1月1日から12月31日まで
しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
以下余白	

漁獲図

免許番号 内水第14号

漁獲の位置 東京都大田区地先

伊豆川(奥川)河口地先

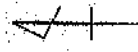
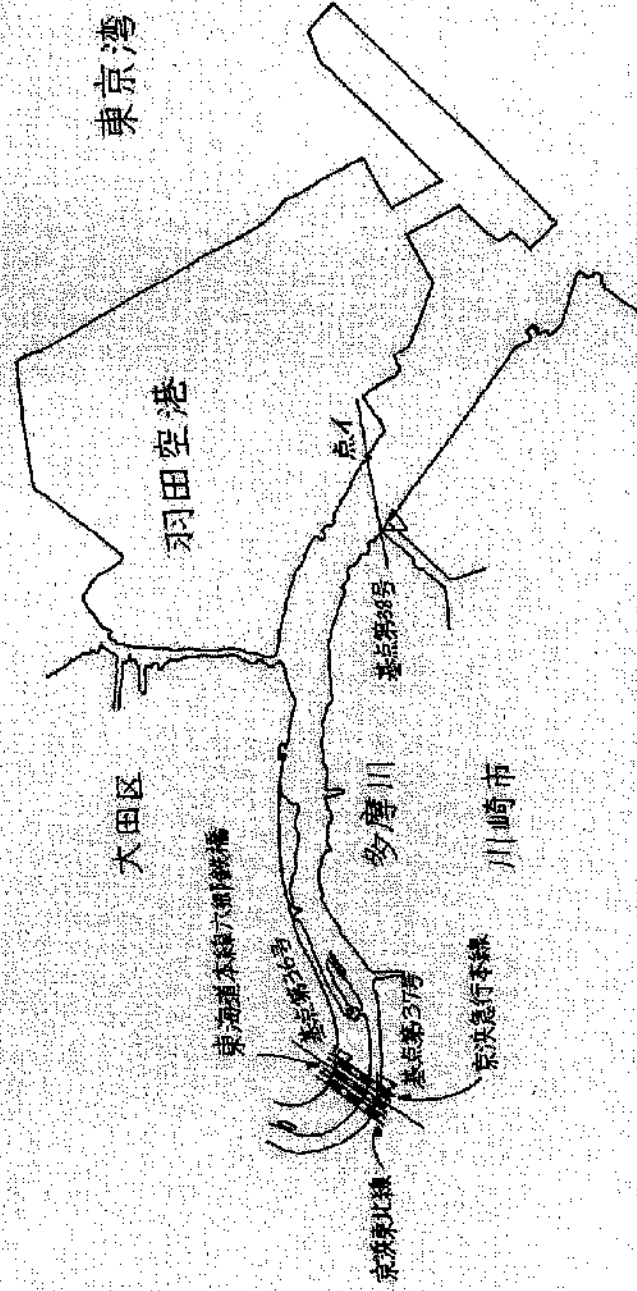
漁獲の区域 次の基点第36号と基点第37号とを結ぶ線から基点第38号と点イとを結ぶ線までの多摩川の本流の区域

基点第36号 東海道本線六郷鉄橋橋右左岸下流端

基点第37号 東海道本線六郷鉄橋橋右左岸下流端

基点第38号 神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目27番1号(多摩川水鏡築地)

点イ 基点第38号から7.8度51分(真方位による。)の線と多摩川左岸との交点



1:50,000